庁舎建設の必要性

- (1) 現在の庁舎は、昭和38年に完成したもので、現在、築後51年となり耐用年限 (50年)を経過するとともに、構造部分が劣化しており、壁のひび割れや剥がれ、 雨漏り、給排水設備の配管の腐食などがあり、電気設備は限界に達していること。 (特に庁舎については、平成23年3月に発生した東日本大震災において、その後の余震発生と相まって、役場庁舎が倒壊する恐れがあったことから、庁舎内に災害対策本部を設置できなかった実例があります)。
- (2) 役場庁舎建築構造物劣化調査結果では、役場本庁舎1階部分のコンクリート圧縮 強度が平均強度13.5 N/mm2以下との結果であり、構造上、耐震補強・改修 は不可能であること。
- (3) 業務が多様化し手狭となったことから、役場機能が保健センターやくすのきホールなどに分散しているため、村民の皆さんなど来訪者に不便な施設となっていること。また、庁舎の老朽化及び狭隘化のため高齢者や障害者等が利用しやすい施設への改善が十分に行えていないこと。さらに、駐車場については、駐車スペースが少なく、駐車場不足が絶えないこと。分散化は災害時の初期活動が懸念されること。

課題解消

【新庁舎の必要性】

高い耐震性能を有し、村民のための行政サービスの向上をはじめとして、

災害非常時の防災拠点としての機能を備えた拠点づくり

ワンストップ窓口によるサービスの充実

幼児から高齢者まで誰もが利用しやすい庁舎の実現

効率的な事務スペースの確保

むらづくりの拠点づくりや情報発信基地

など、今後の新たな行政需要に対応するため、さらには村民サービス機能の向上のため、新庁舎の建設は意義があり、村民の安全で安心な生活を支える、早急な新庁舎の建設が必要です。